



- ハンコ（判子）レス社会に向かって
- 「経営資源集約化税制の創設」について
- ライフプランを作成してみませんか？相続対策を見据えて
- 消費税の総額表示の義務化とインボイス制度

ハンコ（判子）レス社会に向かって



デジタル化を推進する菅政権は、行政手続きの見直しで、確定申告を含めた税務書類での押印を原則廃止に進めようとしています。1870年代、司法省が偽造防止のために署名(サイン)を原則としようとしたが、大蔵省と銀行の反対にあい、現代までハンコ文化が確固たるものとなっています。しかし今回は、その財務省と銀行が脱ハンコの先陣を切ろうとしています。

ここで、ハンコの定義をおさらいしますと、「ハンコ」とは文字が刻印された本体を指し、正しくは印章といい、印鑑とは印影のことをいうのだそうです。そのハンコ、日本以外では台湾や韓国そして中国で使われる位で世界的にはマイナーな存在ですが、その起源は古く、世界最古のメソポタミア文明が発祥です。楔形文字と同じだけの4~5千年の歴史があり、わが国には中国経由で入ってきました。本家の中国では、文化大革命などですっかり廃れ、サイン文化に移行しています。ハンコは紙の存在が前提ですから、サインの方がネット社会との相性が良い事は外せない特性です。

したがって、紙のやり取りをしない電子署名サービスもテレワークの普及とともに市場拡大し、2年前の2倍になるような勢いで伸びています。業界大手の弁護士ドットコムは不動産や金融を中心に6万社を超える企業が利用するようになりました。賃貸借契約書などの各種契約書が対面なしに、やり取りできるようになっています。事務の効率化だけでなく、契約書には通常印紙税がかかりますが、電子の場合は課税されませんから節税効果も大きいと言えます。

明治時代にはサインに反対した銀行業界でも、ハンコレスの動きが広がっています。静岡銀行では残高が1万円未満の普通預金口座の解約の際、運転免許証等本人確認書類があれば届け出印を押す必要はありません。横浜銀行においては、運転免許証などの本人確認書類をスキャンして読み取り本人確認を行うことで、押印しなくても普通預金の口座の開設や住所変更等の手続きができるようになっています。

国のハンコレスよりも先行して進めているのは36歳で最年少の福岡市長となった高島宗一郎氏です。ハンコレスについては、**目的ではなく手段**であると話し、目的は行政のワンストップ化により窓口業務を減らすことで行政サービスの質の向上に努めるということです。すでに3千以上の押印が廃止されています。国との関係で出生届婚姻届等は押印の廃止ができませんが、市が単独の権限でできる保育所の入所手続きや就学援助の申請書など数々の書類の押印を廃止しています。

もともと幕府において武士のサインである花押を書類の決時に何枚も書くのは大変で、ハンコの文化が定着したといわれています。したがって、もともとは字の書けない人も含めて誰もが自分自身について**一定の事実を証明**したり、そしてそれを効率的にできることがハンコの一番の目的でした。

今コロナなどのウイルスと共存せざるを得ない時代の中でサインや電子署名を活用していく事はあらゆる組織内において求められているのだと思います。高島市長の言葉、『ハンコレスは**目的ではなく手段である**』それを通して自社の組織サービスの何を強化していくのか、経営者が考えなくては行けない課題だと感じました。

成迫 升敏

成迫社会保険労務士法人、移転のお知らせ

成迫社会保険労務士法人は3月1日(月)より下記住所に移転します。

[〒390-0817 松本市市上 13 番 4 市上ビル 303 号室](tel:0263-0817)(TEL 0263-88-2862 FAX 0263-32-2028)

今後とも宜しくお願い致します。

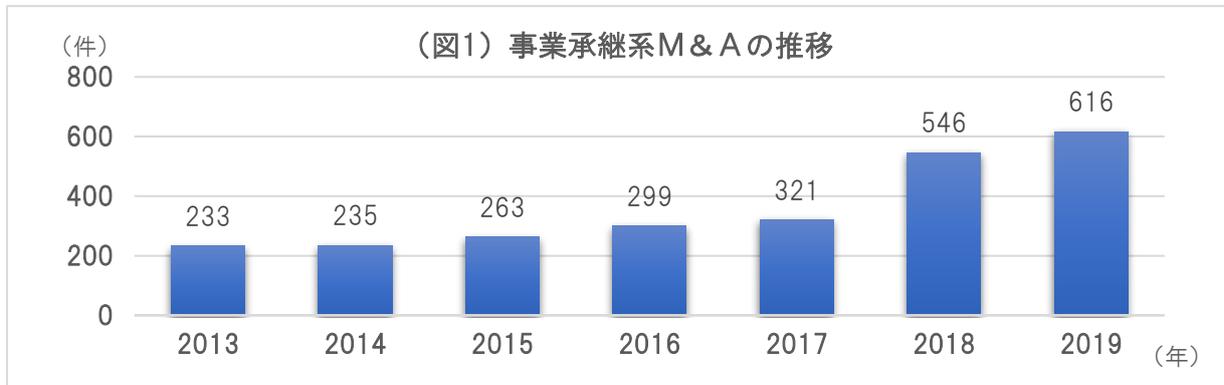


「経営資源集約化税制の創設」について



前回は、令和3年度税制改正大綱の「教育資金贈与の特例」について、ご説明させていただきましたが、今回は、「経営資源集約化税制の創設」について、ご説明させていただきます。

「経営資源集約化」とは、一言で表現するとすれば、中小企業のM&Aになります。現状の中小企業のM&Aの状況は、オーナー社長の高齢化や後継者不在により、年々増加傾向にあります。また、図1の通り、事業規模の拡大や本業の強化など事業戦略としても活用されています。



中小企業庁 2020年版 中小企業白書 第1-3-34 図より

(注)「事業承継系M&A」とは、オーナーや社長などが一定程度の株式を売却すること。

今回の「経営資源集約化税制の創設」は、中小企業のM&Aを促進するために創設され、具体的には、大きく2つの制度が創設されます。

①株式の取得価額を経費（損金）に算入できる制度

中小企業がM&Aを行った場合、多くは、オーナーや経営者などから株式を取得するケースが多く、その場合、取得側の企業では、子会社株式などの資産（固定資産）になり、経費（損金）にすることはできませんでした。しかし、今回の税制改正によって、その株式の取得価額の70%が経費（損金）にできるようになります。

事例：1億円で株式を取得した場合

経費

7,000万円

5年後

※1億円×70%=7,000万円が経費に算入できます

6年目収入	7年目収入	8年目収入	9年目収入	10年目収入
1,400万円	1,400万円	1,400万円	1,400万円	1,400万円

事例では、1億円で購入した場合、7,000万円が経費（損金）になります。そして、取得してから5年後に、それ以後5年かけて、収入（益金）として課税されることとなります。

一見すると、結局、経費（損金）にすることができますが、その後、収入（益金）になるため、意味がないようにも感じますが、取得側の企業は、利益が出ている場合が多く、**利益や投資額を圧縮できる効果**があります。

②M&Aの効果を高める設備投資減税制度

M&Aを行った後、「自社と買収した企業の技術を組み合わせ、新商品を製造するための設備投資」や「原材料の仕入れや製品販売に係る共通システムの導入等」を行う場合には、設備等に要した投資金額の**10%の税額控除又は全額即時償却が選択**できるようになります。

この2つの制度の詳細や要件（手続き）などにつきましては、これからはっきりしてくることになりますので、事業規模の拡大や本業の強化などお考えの方は、是非ご検討下さい。

五味 淳一

ライフプランを作成してみませんか?相続対策を見据えて

今回は 60 代以降の経営者様向けに、円滑な相続対策やリタイア後の生活の為のライフプラン作成について Q&A 方式を用いながら、ご提案させていただきます。

Q1:60 代以降でライフプランを作成する意義とは何ですか

A1:今は人生 100 年時代と言われており、60 代を迎えてもまだまだ現役でお元気な経営者の方がたくさんいらっしゃいます。それでも、いつかはリタイアされるかと思えます。今の事業をどうするのか、リタイア後の生活や、将来の住まい問題、子どもやお孫さんの家族イベント等、また更には、60 代以降となりますと、親から財産をどう引き継ぐのかと同時に今まで蓄えられてきた財産をどう次世代に遺していくか、いわゆる相続等、事業以外にも考えておきたいことはたくさんあるのではないのでしょうか。何をすることも避けて通れないのがお金の話です。

そこでこの 60 代以降のタイミングでライフプラン作成をすることは、将来に向けた色々な課題を解決できるヒントとなるのではないのでしょうか。



Q2:ライフプランを作成するにはどうしたらよいですか

A2:以下の二つを主に取り組む必要があります。

○現状把握をすることが大事です。

年間のお金の収入や支出等の流れを確認し、現在お持ちの預貯金や保有の株式や出資金持分、金融資産や不動産、保険の解約返戻金等の時価を調べましょう。

また、負債があればそちらも返済額や完済時期を確認します。現状把握をすることで客観的に現在を見ることができるようになれば、将来に向けて色々な判断をするときに役立つでしょう。

○どんな暮らしがしたいか等、今後の生き方や相続をデザインしましょう。

どのような生き方をしたいのかを具体的にしていくことがライフプラン作成の目的となります。いつ事業を譲るのか、リタイア後の自分が理想とする暮らしや、やりたいことに必要なお金はどの程度か、それぞれ起こり得るイベントはいつ頃発生しそうか、その際に手持ちの資産や負債はどうなっているのか、どんな相続をしたいのか、今からどう準備していくかを考えて計画に落とし込みます。

また、体力や気力の衰え等、将来への不安が大きくなるのもこの時期です。平成 26 年の内閣府の高齢者向けのアンケートでも不安に感じることの第 1 位が「自分や配偶者の健康や病気」で 67.6%、第 2 位が「自分や配偶者が要介護状態になる」が 59.9%でした。万一の入院や介護に備えての具体的なプランも立てておくことも必要です。

Q3:ライフプラン作成後はどうすればよいですか

A3:現役時代は、多少資金的に無理をしても、後で取り返すことができましたが、今後やリタイア後は主な収入は年金に頼ることもあり、思い描いた生活が実現できないかもしれません。予想以上に長生きをしたら資金が底をついてしまう可能性も考えられます。

ライフプランを見ながらリタイア時期の延長検討や、今からできる貯蓄や資産運用、また、相続対策として生前贈与や遺言書の作成等の見当も進められるでしょう。ライフプランは定期的な見直しをすることが大切です。

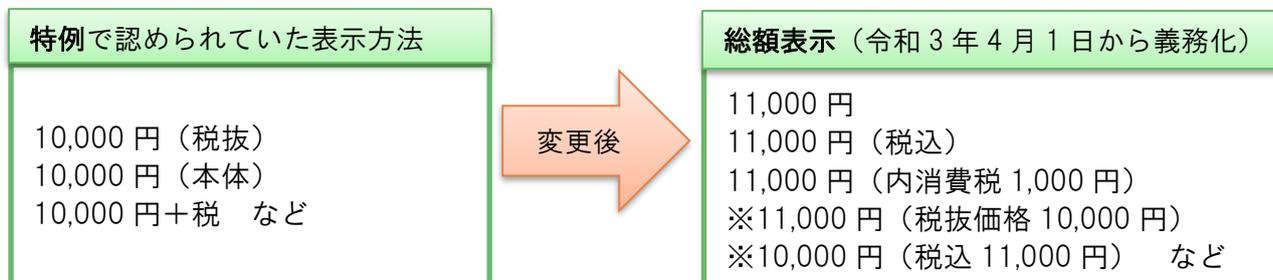
最後になりますが、2021 年度税制改正大綱の中では、相続税対策の基本中の基本である **毎年 110 万円** ある贈与税の非課税枠の廃止を「**本格的に検討**」すると記載されています。

2021 年度は相続も絡めたライフプラン作成を検討する良いタイミングかと思えますので、作成や見直しをご検討いただけましたら幸いです。

太田 誠

令和1年10月に消費税が10%に増税されてから1年半が経過しようとしています。だいぶ10%や軽減税率にも慣れてきた頃かと思います。消費税に関連して、店頭などでの商品価格の表示方法は税込価格を表示する『総額表示』が原則とされていますが、誤認防止措置をとれば特例で税抜価格の表示も認められていました。その特例期間が終わり、令和3年4月1日から『総額表示』が義務化されます。

◆具体的な表示方法



※税抜価格を併記する表示方法の場合、文字の大きさや色合い等で税抜価格を強調すると総額表示とみなされない可能性があります。

◆対象となるもの

総額表示の義務付けは、消費者が消費税を含む購入金額を一目でわかるようにするためのものです。不特定多数の人が目にする値札や広告が対象となります。具体的には、商品に貼るラベル、商品の陳列棚に表示する値札、店内のPOP、折り込み広告、消費者向けのカatalogやインターネットに表示される金額などです。販売先が専ら事業者である場合は総額表示義務の対象外です。また、見積書や請求書、契約書も対象外となります。

◆インボイス制度導入を見据えて

総額表示の義務化に合わせ、請求管理ソフトやレジシステムを変更する場合は、インボイス制度（令和5年10月1日～）に対応した製品を選ぶと良いでしょう。インボイス制度とは、登録事業者のみが交付できる適格請求書（インボイス）がなければ、消費税の仕入税額控除が出来なくなる仕組みです。登録事業者であるかどうかにより、取引先の消費税の納税額に影響してきます。

インボイスのイメージ（経過措置終了後）

例）企業が88円（内消費税8円）で仕入れ、消費者に110円（内消費税10円）で販売した場合

登録事業者から仕入れた場合

受け取った消費税	10円
支払った消費税	8円
消費税納税額	2円

非登録事業者から仕入れた場合

受け取った消費税	10円
支払った消費税	0円
消費税納税額	10円

消費税納付額が大きく異なります。

◆インボイス制度の登録は令和3年10月1日から

インボイス制度の登録事業者になるためには、あらかじめ税務署に登録申請が必要です。制度開始の令和5年10月1日に間に合わせるには、令和3年10月1日から令和5年3月31日までの間に登録申請を行う必要があります。

また、登録するには消費税の課税事業者である必要がありますので、免税事業者である場合には、免税事業者のままでいくか、課税事業者となって登録を行うかを決める必要があります。詳細は、弊社担当者にお問い合わせ下さい。